ワークシート 「深める・広める」⑰

年　組　番号(　　)　名前

猪苗代湖、ラムサール登録

尾瀬に次ぎ県内2カ所目

コハクチョウ飛来地

環境省は15日、国際的に重要な湿地を保全するための「ラムサール条約」に猪苗代湖が登録されたと発表した。同日付で条約の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載された。登録面積は1万960㌶。登録は国内54カ所目で、県内では2005年の尾瀬に続き2カ所目。【25面に関連記事】

ラムサール条約に登録された猪苗代湖＝昨年12月、郡山市湖南町・青松ケ浜

日本野鳥の会の郡山、会津両支部の要望を受け、郡山、会津若松、猪苗代の3市町と県が23年度から登録に向けた手続きを進めてきた。国内外の注目度が高まることで、将来にわたる動植物や自然環境の保全に加え、誘客や特産物のブランド化へ効果が期待される。

条約は、締約国が湿地の重要性や生物の生息状況など九つの国際的な基準に沿い、条約事務局に登録する仕組み。国内での登録には基準のほか▽国の法律で将来にわたって自然環境を保全する▽地元住民の賛意を得る―も条件となる。

猪苗代湖はコハクチョウの飛来数(約800羽)や湿地としての希少性に加え、絶滅の恐れがある淡水魚のタナゴやカモの仲間ホシハジロが生息するなど、基準のうち五つに該当。さらに猪苗代湖を含む地域が磐梯朝日国立公園に指定されており、関係者から賛成も得たことで条件を満たした。

県などは今後、登録をPRするとともに猪苗代湖を活用した環境学習や交流活動を促進する。

ジンバブエで開かれるラムサール条約第15回締約国会議(COP15)で26日、県や3市町の関係者に登録証が授与される。

ラムサール条約

(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)　1971年、イラン・ラムサールで開かれた国際会議で採択され、日本は80年に加入。湿原や湖沼、河川など湿地の保全と持続可能な利用、交流・学習の推進が目的。1日現在の締約国は172カ国で、登録湿地数は2538カ所。

▲ 7月16日 福島民友新聞掲載

記事から知り得たこと

調べてわかったこと、考えたこと

疑問に思ったこと、調べてみたいこと

ラムサール条約登録を伝える看板や、猪苗代湖の魅力を伝えるポスターをデザインしてみましょう!